

温泉に関する可燃性天然ガス等安全対策検討会「中間報告（素案）」

1. はじめに

平成19年6月19日、東京都渋谷区の温泉施設において、温泉井戸から発生した天然ガスに起因する爆発事故が発生し死傷者を出すに至った。

事故後、環境省から各都道府県に対し、温泉を利用する事業者への注意換気及び安全管理の実態把握に関して依頼するとともに、総務省消防庁においても各都道府県に対し、屋内設置の温泉汲み上げ設備に関する安全対策の実態等に関する調査が依頼されるなど、省庁毎の取組が行われている。一方、「温泉に関する可燃性天然ガス等安全対策関係省庁連絡会議」（環境省、総務省消防庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）が設置されるなど、今回の事故と同様の事故が生じることのないよう、政府一体となった取組が行われているところである。

こうしたなか、環境省では、温泉に関する可燃性天然ガス等の安全対策、特に、事故防止対策の具体的な内容や事故防止対策を講すべき温泉施設の範囲等について専門的立場から検討を行う「温泉に関する可燃性天然ガス等安全対策検討会」（以下「本検討会」）を設置した。

本検討会では、6月29日の第1回会議以降、安全対策に関する当面の暫定対策も含め、様々な角度から温泉に関する可燃性天然ガスの安全対策について検討を行ってきたところであるが、今回、これまでの議論を「中間報告」としてとりまとめ、今後の対応の在り方等について提言することにより、政府における制度面からの検討を促すこととする。

2. 温泉における可燃性天然ガス問題の現状

（1）火災・爆発事故の実態

環境省のとりまとめによれば、今般発生した東京都渋谷区の温泉施設における爆発事故を含め、温泉に付随する可燃性天然ガスによる火災・爆発事故事例は、過去20年間で15件把握され、このうち、温泉の掘削工事現場で発生した事故が5件、温泉の採取・利用施設で発生した事故が10件となっている。（参考資料1）

(2) 温泉施設における安全対策等の実態

環境省の依頼に対応する形で本年6月下旬から7月上旬にかけて実施された、都道府県による温泉採取事業者等（以下「事業者」）に対する聞き取り調査の結果（参考資料2）によれば、井戸周辺のメタンガスを定期的に調査していると回答した事業者は約3%であることがわかった。

また、調査対象は異なるものの、同時期に総務省消防庁の依頼に基づき都道府県が実施した、温泉の汲み上げ施設を屋内に設置している場合の安全対策に関する実態調査（参考資料3）においても同様の結果が得られており、井戸周辺のメタンガスの定期的な測定を実施している施設は約3%、可燃性ガス検知設備の設置は約5%であった。

(3) 法制度の現状

温泉法では、温泉の掘削許可の基準において「掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき」は掘削を許可しないこととされており、この規定に基づき、掘削に当たって可燃性天然ガス安全対策の実施を求めることができるが、実際に、掘削に当たって可燃性天然ガス安全対策の実施を求めているかどうかについては、都道府県ごとに異なっている。

また、温泉法では、温泉の採取開始後における規制として、利用の許可制度があるが、許可の対象は公共の浴用・飲用への提供であり、個人住宅・マンション、農業・工業用、融雪用等の利用は許可の対象外となっており、さらに許可の基準は「衛生上有害」であるか否かであり、可燃性天然ガスによる火災・爆発事故の危険性はこれに含まれておらず、現行では温泉の採取に伴う可燃性天然ガスに対する安全対策の実施を義務付ける規定は存在していない。

なお、温泉の採取に伴う可燃性天然ガスを利用する場合には、鉱業法に基づき鉱業権を取得し、鉱山保安法により掘削・採取・廃坑・漏洩等に関する安全規制が義務付けられている。

3. 温泉における可燃性天然ガス安全対策の在り方

過去の事故事例等を勘案すれば、まずは事業者自らが、温泉の採取に伴い、危険性を有する可燃性天然ガスを地下から取り出しているという自覚を持ち、自己の責任において安全対策を行う必要があるということを認識すべきである。

その一方で、政府は、事業者による取組が不十分であるという現状を踏まえ、本検

討会が以下に示す安全対策の在り方等を基本として、基準となる統一的な安全対策手法を示し、かつ、その基準を事業者が遵守することを法的に担保する制度を早期に整えるべきである。

ここで、可燃性天然ガスに関する安全対策が必要な温泉に関し、実施すべき対策の在り方を以下に示すこととする。ただし、この「中間報告」では、対策の基本的な考え方について述べるに止め、詳細な技術的基準については、今後更に検討することとする。

(1) 温泉の掘削時の安全対策

温泉掘削を行う場合には、ガスの噴出を防止する装置の設置、作業中におけるガスの測定、一定の工事区域内での火気の使用制限、作業場内における電気機械器具の防爆仕様の実施などが必要である。具体的には、東京都が既に定めている「温泉掘削等に係る可燃性ガス安全対策ガイドライン」(参考資料4)に記している内容がその参考になると考える。

なお、これに加え、掘削業者による自主的な保安基準の作成についても推奨されるべきである。

(2) 温泉の採取時の安全対策

可燃性天然ガス対策が必要な温泉を利用する温泉施設では、可燃性天然ガスを屋内に漏洩させないこと、可燃性天然ガスが滞留しないようにすること、着火源を危険性のある場所に存在させないようにすること、可燃性天然ガスの滞留の兆候を早期に捉えること等が安全対策上、非常に重要であり、以下の対策を講じることを基本とすべきである。

- a 温泉水から可燃性天然ガスを十分に分離できる設備を設置するなど、可燃性天然ガスを滞留のおそれのない外気に排出すること。
- b 温泉井、汲み上げ装置、源泉タンク等の設備（以下「温泉採取設備」）が存在する区域では、裸火その他危険な火気の使用を禁止すること。また、火気厳禁の表示、消火器の設置も併せて行うこと。

これに加え、可燃性天然ガスが滞留しやすい場所においては、以下の対策についても併せて実施すべきである。

- c 自然換気及び換気装置の設置により十分な換気を行うこと。なお、換気装置が何

らかの原因で作動しない非常事態も考え、自然換気のみでも可燃性天然ガスが滞留しない構造とすることが望ましい。

- d 可燃性天然ガスを測定・検知するための機器及び警報設備を設置するとともに、警報作動時の緊急安全対策を実施するためのシステムをあらかじめ構築すること。
- e 温泉採取設備の周辺に各種電気機械器具を設置する場合には防爆仕様のものを用いること。

なお、温泉採取設備を可燃性天然ガスの滞留のおそれのない屋外に置くことが、可燃性天然ガスによる爆発・火災の危険性を下げる有効な手段であることはいうまでもない。

また、異常時の対応が迅速に行えるよう、安全管理に関する責任者をあらかじめ定めておくなどの安全管理対策についても併せて推進されることが必要である。

(3) 対策を実施する際に配慮すべき事項

我が国において温泉が採取されている源泉の総数は平成17年度末現在で約1万9千か所あり、その中には可燃性天然ガスを含むもの、含まないもの、含む場合でも濃度が高いものから低いものまで様々である。

他方、可燃性天然ガスと温泉の双方を利用する鉱山の位置及び過去に温泉に関する可燃性天然ガスが原因と考えられる火災・爆発事故があった地点については、「日本油田・ガス田分布図」(昭和51年、地質調査所(現在の独立行政法人産業技術総合研究所)発行)における地種区分との比較で、一定の範囲(ガス田や天然ガス鉱床の埋蔵が推定されている地域等)に多く含まれるなど、一定の地域特性があることも明らかになっている。

これらのこと踏まえ、個々の温泉について危険性の度合いを的確に評価しつつ、実効ある安全対策を進めていくことが重要と考える。

また、危険性の高い温泉を早期に捉え、安全対策を速やかに講じるために、簡素にして的確な測定手法の開発が必要である。

(4) 関係部局の連携

これらの対策を推進するため、関係行政機関においては、温泉担当部局のみならず、消防部局、労働安全部局、鉱山保安部局を始めとした関連部局との間で緊密な連携を図っていくことが必要である。

（5）事業者による自主的な取組への支援

事業者自らが可燃性天然ガスに関する安全対策を実施できるよう、可燃性天然ガスの取扱・危険性について理解を深めるとともに、日常の点検方法や安全対策の技術的内容について習得する機会を広く与えるべきであり、そのためには、各種行政機関や事業者団体等が連携し、研修会等の開催を積極的に行うべきである。

4. その他関連する諸問題

これまで、掘削時及び採取時における温泉に含まれる可燃性天然ガスに関する安全対策について述べてきたが、温泉井の使用を廃止する場合についても、今後、実態をよく調査した上で必要な安全方策を検討すべきである。

また、地中のガス源から地表部へ自然に出てくる可燃性天然ガスや温泉以外の地下水に付随する可燃性天然ガスに関する安全対策をはじめ、温泉に含まれるメタンガスを地球温暖化対策の観点からエネルギー源として有効利用することについても、今後、検討を進めていくべきである。

5. おわりに

温泉は、古来より人々の休養・保養・療養に貢献し、また、観光や地域経済の観点からも重要な役割を果たしているものであり、本来、人々にやすらぎを与える存在でなければならない。この「中間報告」を基に、環境省及び関係省庁が連携し、温泉に関する可燃性天然ガスによる悲惨な事故が二度と繰り返されることのないよう、一刻も早く適切な制度づくりが進められることを期待する。

温泉に付随する天然ガスによる爆発・火災事故事例の概要

事故事例			
都道府県	市町村	発生時期	概要
1 埼玉県	鶴宮町	平成10年10月	温泉掘削作業中、電気溶接の火花が、地下から噴出している天然ガスに引火 掘削時
2 長崎県	雲仙市	平成10年12月	温泉掘削現場にて、掘削の状況を見物しに来た者が着けたライターの火が天然ガスに引火、爆発
3 宮崎県	西都市	平成15年4月	温泉の掘削現場で、ガスを含んだ泥水が噴き出した折りに、隣接する事務所内で作業員がタバコに火をつけたところ、引火、爆発
4 東京都	北区	平成17年2月	温泉掘削現場で、ケーシング内の清掃作業を行っている最中、ケーシング内より泥水と一緒にメタンガスが噴出。この噴出したメタンガスに石油ファンヒータの炎が引火し、火災発生
5 大分県	大分市	平成17年12月	温泉掘削孔から温水と天然ガスが噴出。ボーリングマシンの起動スイッチを押した瞬間、ガスに引火し火柱が上がった
6 北海道	池田町	平成2年6月	地下機械室内の貯湯槽から湯中に含まれていた天然ガスが漏れて室内に滞留。内装等工事における火花が引火、爆発 温泉施設(採取時)
7 北海道	岩見沢市	平成4年11月	温泉施設改修工事現場において、長時間密閉状態にしておいたところ、天然ガスが滞留し、室内に入った作業員がタバコに火をつけたことが原因で爆発
8 宮崎県	高鍋町	平成8年9月	温泉施設の井戸から制御室に敷設された管を通じて制御室内に溜まった天然ガスが、サーモスタットの作動が原因で、爆発
9 北海道	大樹町	平成9年7月	温泉施設の地下揚湯ポンプ入口蓋の配線の隙間から天然ガスが制御板室に進入し、制御板スイッチの火花で爆発
10 福島県	富岡町	平成10年4月	源泉ポンピッド内に溜まった排水を汲み上げるための水中ポンプの交換作業終了時、ピット内に滞留していたと考えられる天然ガスに引火、爆発
11 北海道	天塩町	平成13年8月	温泉揚湯機械室内において、動力制御板の圧送ポンプのマグネットスイッチが作動し、火花が発生して天然ガスに引火、爆発
12 埼玉県	白岡町	平成14年7月	温泉タンクに防音シートを覆う作業中の業者が、タンク内の状況を確認するため、ライターに火をつけたところ天然ガスに引火・爆発
13 大分県	大分市	平成17年7月	温泉施設の従業員が、屋外給水タンクの水量を確認するために点検口を開け、ライターの火を照明代わりに使い覗いたところ、タンク内に滞留していた天然ガスに引火、爆発
14 北海道	札幌市	平成19年4月	温泉汲み上げポンプ小屋にて、滞留した天然ガスに何らかの火が引火し、火災が発生
15 東京都	渋谷区	平成19年6月	温泉汲み上げ施設(温泉利用施設の別棟)において、地下室に滞留した天然ガスが原因と考えられる爆発事故が発生(事故原因等詳細調査中)